

徳之島町産業振興促進計画

令和元年7月5日

鹿児島県徳之島町

目 次

第一章	本計画の位置づけ	・ ・ ・ ・ ・ 1
第一	計画の名称	
第二	計画作成の趣旨	
第三	計画の対象となる区域	
第四	産業の振興の対象とする事業が属する業種	
第五	計画期間	
第六	計画の達成状況に係る評価と公表	
第七	前計画における目標の達成状況と評価	
第二章	税制上の特例措置に関すること	・ ・ ・ ・ ・ 3
第一	対象地区の産業の振興の基本的方針	
第二	第一章第四に定める業種の振興を行う事業の内容及び実施主体 に関する事項	
第三	事業の振興のために推進しようとする取組・関係団体等との 役割分担	
第四	計画の目標	

第一章 本計画の位置づけ

第一 計画の名称

本計画の名称を徳之島町産業振興促進計画とし、以下「計画」という。

第二 計画作成の趣旨

この計画は、徳之島町における産業振興の現状を踏まえ課題の解決に取組み地元産業の活性化や、雇用の創出を目的として策定するものである。

徳之島町は、鹿児島市の南南西468km、太平洋と東シナ海の接線上に浮かぶ徳之島（周囲84km）の東側で、東経129°北緯27°45′奄美諸島のほぼ中央に位置している。

気候は、亜熱帯海洋性に属し、四季を通じて温暖多湿で平均気温は20度を下らず、年間降水量も2,000mmを超える雨量を記録し、季節風は冬に著しく、海や空の交通、農作物に大きな影響を与えることもある。台風は通常7月～9月ごろに猛威を振るう。

人口動態としては、日本復帰以降続いていた人口の流出は、高度経済成長期を境としてその速度を速めていた。その後バブル経済を契機としてさらに人口の減少が進み、少子化もあいまって、急速な高齢化が進み、地域活力低下の一因となっている。昭和35年の総人口19,804人だったが、年々減少し、平成27年には11,160人（平成27年国勢調査）となっている。また、人口減少局面に加え高齢者比率も年々増加し、平成27年で29.66%になり、いっそう過疎高齢化の傾向が強くなってきている。

産業別人口は、平成27年（平成27年国勢調査）就業人口4,986人で産業別には、第一次産業が15.6%、第二次産業が13.2%、第三次産業が71.1%となっている。

地域振興の中心的な役割を果たしてきた第一次産業が、次第にその比重を低下させ、昭和50年に第三次産業に逆転され、平成12年には第二次産業と拮抗するまで低下してきたが近年にはやや持ち直した。

地域の自立促進として本町は、今後地域の特性を生かした産業の活性化を図りながら、技術、人材、観光資源、自然環境、歴史、文化、行政と住民が一体となって、創意工夫により有効活用を図り、特色ある町づくりを達成し、「産業経済の活性化」と「地域雇用の創出」そして優秀な人材の育成を実現し、物を育て（特産品の開発）人を育て（人材育成）心を育てる（思いやりと結いの心）町づくりを目指している。

まず、基幹産業である農業の振興・発展に努め、サトウキビのほか新規農作物の導入や地元産の野菜や果樹を活用した新たな特産品の開発に取り組んでいく。また、高齢化の進む第一次産業の経営基盤を関係団体と連携して強化を図り、認定農家や担い手農家による近代的な営農態勢の整備を支援することや新たな産業の育成、特産品の開発を図り、所得向上と雇用機会の拡大を推進していく。

第三 計画の対象となる区域

本計画の対象となる地域は、鹿児島県大島郡徳之島町全域。ただし、製造業については、奄美群島国立公園の特別保護地区、特別地域を除く。

第四 産業の振興の対象とする事業が属する業種

- (1) 製造業
- (2) 農林水産物等販売業
- (3) 旅館業
- (4) 情報サービス業等
- (5) 自然エネルギー産業

第五 計画期間

本計画の計画期間は、令和元年7月5日から令和6年3月31日までとする。

第六 計画の達成状況に係る評価と公表

計画実施年度の翌年度にホームページ等を利用し、達成状況等の評価を公表する。

第七 前計画における目標の達成状況と評価

本計画に先立って認定を受けた産業振興促進計画（計画期間：平成26年6月11日～平成31年3月31日）においては、目標に対し、実績は以下のとおりであった。

なお、設備投資の件数、新規雇用者数の対象については、租税特別措置の適用条件を満たす投資について計上している。

区 分	新規設備投資件数		新規雇用者数	
	目 標	実 績	目 標	実 績
製造業	5 件	2 件(0 件)	20 人	0 人(0 人)
農林水産物等販売業	5 件	0 件(0 件)	15 人	0 人(0 人)
旅館業	4 件	0 件(0 件)	12 人	0 人(0 人)
情報サービス業等	3 件	0 件(0 件)	6 人	0 人(0 人)
自然エネルギー産業	2 件	6 件(0 件)	2 人	0 人(0 人)

注) 括弧書きの件数、人数は実際に租税特別措置を適用した数値

上記の結果となった理由として、以下①～④の要因が考えられる。

- ① 農林水産物を中心とした地元農産物を使用した特産品開発及び販路拡大、大手企業と連携した特産品開発・販売を実施、ふるさと納税制度を活用した特産品の販売促進などがあげられる。また、JAや南西糖業などの各種団体と連携して農産物の反収増加や安定した生産体制の構築による農業所得向上や植物工場（水耕栽培）整備により障がい者、高齢者就業による雇用機会の創出、農業技術の向上と地産地消の促進につながるなど多岐にわたり相乗効果を生み出している。
- ② 旅館業においてはスポーツ合宿地としての定着化や世界自然遺産登録候補地としての交流人口の増加による経済効果が見られるとともに関連して飲食業や輸送業などへの波及効果も顕著である。しかし、繁忙期と閑散期との差が大きく、事業の拡大

や設備投資には至っていない現状である。

- ③ 情報サービス業等では、地域おこし協力隊制度を活用して専門的知識を持った人材による通信環境の整備を行い、島外企業と連携したICT・IoTの学ぶ機会の創出と児童生徒及び地域住民を対象として人材育成を推進している。また、通信環境の整備により島外企業のワーケーション実証事業を実施するとともに地域の人々や伝統文化に触れ合うことで魅力発信を行っている。しかし、一部地域のみで光ファイバが敷設されている状態のため、町内全域への超高速ブロードバンドの基盤整備の拡張を図らなければならない。
- ④ 自然エネルギー産業においては、太陽光発電及び蓄電池を公共施設や各小中学校に導入し、台風による長期停電等に対応している。また、自然災害時の防災拠点施設としての機能も備えている。

(徳之島町 計画の達成状況に係る評価より)

第二章 税制上の特例措置に関すること

第一 対象地区の産業の振興の基本的方針

(1) 徳之島町の産業の現状

(農業)

本町は、亜熱帯の豊かな自然に恵まれて古くからさとうきびを主体とする農業生産が営まれてきた。基幹作物であるさとうきびを中心に輸送野菜、花卉、果樹、肉用牛を組合せた複合経営が展開され、特に輸送野菜において高収益の作目、作型の担い手を中心に導入され地域として産地化を図っている。近年、高齢化の進行や担い手不足、農畜産物の輸入自由化の拡大、生産物価格の低迷による収益の低下や有害鳥獣による被害の増大、天候災害や農地の遊休化が見られ、農業を取り巻く環境は、極めて厳しい現状である。

(林業)

林野面積は、5,505haで町の面積の52.0%を占めている。面積の半分以上を占める森林は、水源かん養の公益機能だけでなく、希少動植物の生息空間と豊かな自然空間を提供している。林業従事者の高齢化や長期にわたる木材価格の低迷から、専業従事者の減少など林業経営は厳しい現状である。

(水産業)

本町周辺の海域は、黒潮の影響を強く受け、漁業は回遊魚を中心とした沿岸漁業が中心となっている。これまで、魚礁の設置などの漁場整備、幼魚、稚魚の放流・保護など資源管理対策に努めてきたが、漁業従事者の高齢化や担い手不足、資源水準の低下、輸入水産物の増大、漁業収入の低迷など厳しい状況が続いている。

(商工業)

本町最大の商業地区の亀津地区は、多くの店舗が集まる商店街を形成しているものの、建物の老朽化や空き店舗が増加している現状である。小規模店舗が多いことから、慢性的な駐車場不足で利便性が低下し、魅力ある商店街の形成が図れない状

況である。また、小規模経営が多くを占める本町の企業は、都市部における景気回復の効果は得られず、後継者不足で世代交代が進まないなど、経営環境を改善するのは難しい状況である。

少子高齢化が進む中、医療や福祉などの分野での雇用は継続的にあるものの、一旦島を離れて進学・就職した若者が求める就業先は十分でないことから、Uターン等にはつながらず、地元での就業先不足に起因して地域の活力源である若年層の島外流出が続いている。

(観光)

本町の観光資源は自然の生み出した美しい海と、それを取り囲む珊瑚礁、起伏に富む景観、400年以上の伝統を誇る娯楽・闘牛が挙げられる。平成19年に139,494人だった徳之島地区入り込み客数は、平成23年には127,290人と減少傾向であったが、世界自然遺産登録の候補地として奄美群島が国定公園から国立公園へと格上げされたことなどで観光客が徐々に増加し、平成30年の入込客数は137,297人まで回復した。

(情報通信)

情報通信網は産業や行政、医療、福祉、教育など広範囲にわたり欠くことのできない社会基盤となっており、特に、地理的な制約を克服するために有効な手段であるが一部地域のみで光ファイバが敷設されている状態である。

(2) 徳之島町の産業振興を図る上の課題

(農業)

今後の地域農業の維持のために、多様な担い手の確保や育成対策、環境保全対策に対応した農業の推進や多様化した消費者ニーズに対応する生産や販売への取り組みが必要となり、各種団体と連携した生産体制の構築や新規作物の導入など所得の向上や安定を図り、魅力ある農業を推進していくことが重要である。園芸作物の振興については経営安定を図るため、施設整備の推進や集出荷施設等の整備を行っていく必要がある。また、スマート農業化を推進し、効率の良い生産体制の構築も必要となってくる。

(林業)

環境保全や水資源のかん養、松くい虫被害による森林資源の減少、生態系への配慮から森林の荒廃防止が求められ、計画的な育林・間伐の推進のための実施体制の育成強化が必要となる。

(水産業)

水産業が発展していくには、経営の近代化を進め、所得水準が向上する魅力ある漁業の実現による担い手を確保、育成が課題である。また、健康志向という消費者ニーズに応え、安全で安心な水産物を安定供給していくには、冷凍保存施設、流通加工施設の整備、漁場の整備や漁場環境の維持・保全を推進するなど漁業生産基盤の整備を進めなければならない。

(商工業)

商業の均衡ある発展を図るためには、大型スーパーと既存商店との共存共栄を図れるよう共同利用の駐車場など商業基盤の整備が必要となる。また、買い物だけにとどまらず、憩いの場や交流の場としても町民に親しまれる多様な機能を備えた魅力ある商店街づくりに向け、町民、各種団体や関係機関、NPOによる市街地商店街を中心として回遊性を高めるなど、さまざまな活動の展開が求められている。

低迷する地域経済を活性化させ、雇用環境を将来にわたって安定させるために、新産業の創出や企業誘致等による雇用の拡大と町民自らが起業しやすい環境づくりや新たな分野を切り開く企業及び創造性豊かな人材の育成を強化しなければならない。

さらに、高齢者が生きがいを持って意欲的に働ける場や機会の提供に努めるとともに、職場において女性が能力を十分に発揮しながら働くことができるよう、仕事と子育ての両立支援を含めた労働環境の整備を推進していく必要がある。

本町の地場産業としては、黒糖・黒糖焼酎・食品加工業などが挙げられるが、そのほとんどが、零細の個人経営となっている。また、大型製糖工場施設の老朽化対策、食品加工については、地場産の農産物を使った加工品をブランド化することにより付加価値を高めるとともに販路拡大や付加価値を高められるようブランドとして確立することで販路を拡大し、ICTを活用した電子商取引やキャッシュレス化への取組などを行わなければならない。

ICTの革新など社会経済の変化に対応した新事業の創出等を促進するとともに、中小企業経営革新支援制度や県中小企業融資制度の活用により、意欲ある中小企業者の経営革新へ向けた取組や商工会が実施する指導事業等の充実・強化を図る必要がある。

(観光)

ICT等を活用しながら、いかに観光資源をアピールしていくかが課題となっている。現在、世界自然遺産登録に向けた取組みも併せて、自然環境への住民意識を高めながら、観光の振興へ繋げていくことが求められている。そして新たな観光資源として伝統文化の魅力や農林水産業などの体験型観光等の構築や交流人口増加に伴う宿泊業、民泊等の整備が必要となる。

さまざまな規制緩和に伴い航空運賃の格差が著しく、また、公共交通網の整備など観光客やスポーツ合宿等の受入に対応した基盤整備、観光施設及びスポーツ施設、宿泊施設等の整備が今後の大きな課題となっている。

(情報通信)

本町内全域への超高速ブロードバンド基盤整備の拡張と公衆無線LANの整備を行い、観光施設における観光客等の利便性の向上や防災拠点施設における情報通信体制の構築が求められる。また、住民のICTの学習機会拡充など、情報活用能力の向上を図る必要がある。

第二 第一章第四に定める業種の振興を行う事業の内容及び実施主体に関する事項

(1) 本町の取組

- ・ 租税特別措置の活用の促進
- ・ 企業誘致及び通信環境の整備
- ・ 観光施設、生産施設、生産集出荷施設、加工施設、直売所等の各種施設整備
- ・ 産業振興（起業や事業高度化等）のための人材確保と育成
- ・ 立地、設備投資、雇用促進、産業育成のための補助金等
- ・ スマート農業の推進
- ・ 技術普及及び栽培の適正管理指導
- ・ 輸送コスト支援
- ・ 超高速ブロードバンドの基盤整備の拡張

前計画からの改善策として以下の取組を実施する。

- ・ 租税特別措置の周知のための取組

本町のホームページ上に租税特別措置に関する掲載ページを作成し、租税特別措置の内容・申請手順・様式・関連条例等、一連の情報を掲載する。

第三 事業の振興のために推進しようとする取組・関係団体等との役割分担

本町では、国・県・関係団体等と連携を取りながら様々な事業に取り組み、設備投資や雇用促進を推進し、さらなる産業振興を図る。

(1) 鹿児島県

- ・ 租税特別措置の活用の促進
- ・ 設備投資・雇用促進・産業育成のための補助金等
- ・ 地域外企業誘致のための取組
- ・ 産業振興（起業や事業高度化等）や人材育成のための取組
- ・ 離島活性化交付金等事業計画等に基づき実施する物資の流通効率化

(2) 徳之島町商工会

- ・ 新規起業への融資等支援
- ・ 経営者研修等による人材育成事業の実施
- ・ 経営改善指導
- ・ 異業種交流の促進等
- ・ 青年部、女性部の育成と活動促進
- ・ ICT、IoTを利活用した販路拡大の体制づくり
- ・ キャッシュレス化の取組み

(3) 徳之島観光連盟

- ・ 観光客誘致PRの継続と強化
- ・ 伝統文化や農業体験等の地域資源を活かした観光プランの作成
- ・ 新たな観光資源や特産品の開発

- ・観光客の増加を見据えた宿泊施設の新設や改修、民泊の推進等
- (4) 農業協同組合・漁協組合
 - ・農産物の生産体制の構築及び新規作物導入への取組み
 - ・農業用加工機械の導入支援等
 - ・生産施設及び集出荷施設等の拠点施設の整備
 - ・漁場の整備や漁場環境の維持、保全
 - ・担い手の確保や育成
- (5) 関係機関との連携
 - ・租税特別措置の活用促進（徳之島町・鹿児島県）
 - ・企業の誘致（徳之島町・鹿児島県）
 - ・新規起業への融資等支援（徳之島町・徳之島町商工会）
 - ・観光客誘致PR（徳之島町・徳之島観光連盟）
 - ・特産品開発及び販路拡大（徳之島町・徳之島観光連盟）
 - ・産業振興のための人材育成（徳之島町・農業協同組合・漁協組合）
 - ・農産物の生産体制の構築及び新規作物導入への取組み（徳之島町・農業協同組合）

第四 計画の目標

第二章第二及び第三で示した産業の振興を推進するための組織づくりや連携の強化などの取組を実施することにより更なる産業振興の推進を図り、目標は以下のとおりとする。

なお、目標は租税特別措置を適用した投資に基づく新規設備投資件数、新規雇用者数とする。

区 分	新規設備投資件数	新規雇用者数
製造業	3 件	10 人
農林水産物等販売業	3 件	10 人
旅館業	3 件	10 人
情報サービス業等	2 件	5 人
自然エネルギー産業	2 件	2 人